

ガイドライン参考資料4 年度協定書（例示）

<団体の皆さまへ>

- ・毎年度市と締結する協定の例示です。応募に当たっての参考としてください。ただし、施設ごとに異なる条項がありますので、詳細は応募する施設の施設所管課に確認してください。

令和〇年度 尼崎市立弥生ヶ丘斎場等の管理に関する年度協定書（案）

令和〇年〇月〇日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 松本 眞

(乙) 〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇 〇 〇 〇 〇

尼崎市立〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇」という。）の管理について、尼崎市（以下「甲」という。）と指定管理者〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、令和〇年〇月〇日付けの尼崎市立弥生ヶ丘斎場等の指定管理者の指定処分により成立した尼崎市立弥生ヶ丘斎場等の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）の規定に基づき年度協定において定めることとした事項を定めるとともに、指定管理者たる乙による本件施設の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、この協定に特別な定めがあるものを除き、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（管理業務の細目）

第3条 基本協定第10条に規定する管理業務の細目は、別紙「尼崎市立弥生ヶ丘斎場管理業務仕様書」および「尼崎市墓園管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

（修繕等に要する経費の負担上限額）

第4条 基本協定第35条第2項の本件施設の修繕等に要する経費についての乙の負担上限額は、〇〇〇〇〇円とする。

（業務に要する光熱水費の負担上限額）

第4条の2 基本協定第35条の2第2項の本件施設の業務に要する光熱水費についての

乙の負担上限額は、〇〇〇〇〇円とする。

(指定管理料) ※完全利用料金制以外るとき

第4条 甲は、基本協定第36条第2項(一部利用料金制のときは第3項)に規定する指定管理料のうち令和〇年度分として、金〇〇〇〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇〇円)を乙に支払うものとする。

(指定管理料の請求及び支払方法)

第5条 この協定の有効期間にかかわらず、乙は、次項の規定により定められた支払日及び支払金額に従い、甲の指定する方法により、指定管理料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から指定管理料の適法な請求を受けたときは、次に掲げる区分に従い、甲が指定する方法により支払うものとする。ただし、基本協定に基づく指定管理料の変更又は減額、違約金等への充当等があったときは、甲は、支払日及び支払金額を変更することができる。

(1) 第1回支払日(令和〇年〇月〇日) 金〇〇〇〇〇〇〇円

(2) 第2回支払日(令和〇年〇月〇日) 金〇〇〇〇〇〇〇円

(協定の失効)

第6条 地方自治法第244条の2第11項の規定により、甲が乙に対して指定処分の取消しを行ったときは、この協定に特別な定めがあるものを除き、この協定は失効するものとする。

(違約金)

第7条 この協定の有効期間にかかわらず、基本協定第52条第5項の規定に基づき乙が甲に支払うべき違約金の額は、第4条に定める金額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 この協定の有効期間にかかわらず、前項の違約金は、甲の指定する期日までに、甲の指定する方法により、支払うものとする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令に定めるところによるほか、甲乙双方協議のうえ、処理するものとする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

以 上